

危険物新聞

第 316 号

発行所 財団法人 大阪府危険物安全協会
発行人 川 井 清 治 郎
大阪市西区新町1丁目5-7
四つ橋ビル8階
TEL (531) 9717・5910
定 価 1部 50円

大阪府危険物取扱者試験

7月6日(日)近大で 乙種第4類と丙種を実施

大阪府昭和55年度第1回目取扱者試験は、7月6日(日)近畿大学で、乙種第4類、丙種の2種目について実施される

試験日 7月6日(日)
試験場 近畿大学
願書受付 6月5日(木)と6日(金)
受付場所 大阪府職員会館

受験準備講習は別掲のとおり、6月2日から大阪府商工会館外7会場で実施する。

甲種38%、乙種37%

大阪府危険物取扱者試験結果

大阪府では昭和54年度第3回目危険物取扱者試験を2月24日実施したが、3月25日その結果を発表した。

合格率は甲種38%、乙種37%と前年同期の甲種39%、乙種42%に比較し振わなかった。

	申請者	受験者	合格者	合格率
甲 種	745	717	274	38.2%
乙種4類	4682	4361	1617	37.1%

大阪市予防部長に荒木氏

大阪市では4月1日付局部長の人事異動を行ったが消防局関係は次のとおり。

- ▷総務部長 萬代 信雄(阿倍野区長)
- ▷予防部長 荒木 昭三(警防部長)
- ▷警防部長 中田 伝(予防部長)



歴史と信頼。前進するヤマト。

明日の総合防災を創造します。

消火器
消火装置
警報装置
避難設備

●防災のシステムメーカー
ヤマト消火器株式会社 ■本社 〒537 大阪市東成区深江北1-7-11TEL. 06(976) 0701(代)

火災ノ早期発見の決め手。

ヤマト家庭用煙感知器
(簡易型火災警報器)YSP-1
●特許・実用新案・意匠出願中

けまけま

- ★精度抜群の光電式を採用
- ★火災を知らせる強力な警報音
- ★信頼性の高いIC(集積回路)を採用
- ★アルカリ乾電池(9V)1個で約1年作動
- ★連続1週間の信号音お知らせ電池交換時

鑑定合格品
(鑑定第55-2号)

業界のトップメーカー
ヤマト消火器
最高の品質をお届けします

大阪市火災予防条例一部改正 小量危、準危 タンク強化

大阪市消防局予防部

大阪市では3月1日付で火災予防条例を改正、6月1日施行する。

今回の改正は、昨年5月に発生した阿倍野区、住吉ゴムKKでの火災にかんがみ、合成樹脂類の貯蔵、取扱いの基準を示す必要性が生じたことのほか、最近、火を使用する設備及び器具の構造が複雑化すると共に、その機種も多様化しており、火災予防の観点からこれらについて具体的な設置方法等を示す必要性が高まったことから、火災予防条例準則の一部が改正されたこと、さらに消防関係法令の改正等により、一層の火災予防の充実強化と市民生活の安全確保をはかるため、現行の大阪市火災予防条例の一部を改正整備するもので、その主な改正点は次のとおりである。

記

1. 特殊可燃物の貯蔵、取扱いに関する事項（準則改正）

特殊可燃物の貯蔵、取扱いの規制が強化された。

- (1) 合成樹脂を発泡させたものとその他のものとに区分し、貯蔵、取扱い規制が及ぶ範囲を現行の『10,000キログラム』から、発泡させたものについては『20立方メートル』に、その他のものについては『3,000キログラム』にして規制を強化した。
- (2) 合成樹脂類を集積する場合は、『500立方メートル』以下毎に区分して集積し、その集積面積に応じて集積相互間に一定の距離を保有することを義務づけた。
- (3) 合成樹脂類を屋内において貯蔵、取扱う場合は延焼

危険性等を考慮して、貯蔵する場所と取扱う場所とを、不燃性の材料で区画することとし、さらに規制数量の100倍以上を貯蔵、取扱う場合は、その室の壁、天井の内装を不燃材料で仕上げることとして規制の強化をはかったが、現に存する建築物の屋内において貯蔵、取扱っているものについては、公布後2年3カ月の猶予期限を設けることとした。

- (4) 合成樹脂類を貯蔵、取扱う場合の消防署長への届出数量を現行の『50,000キログラム』から、発泡させたもの『20立方メートル』、その他のものは『3,000キログラム』にそれぞれ改め、規制を強化した。
- ### 2. 火を使用する設備及び器具に関する事項（準則改正）

- (1) 火災予防上安全な距離を、建築物等の可燃性の部分からの距離に加えて、その設備の点検、整備及び操作に必要な距離をも確保する必要があることとした。
- (2) 従来、炉又はかまどの位置及び構造の基準が適用されていたふろがま及び温風暖房機について、最近、新機種が開発普及する傾向にあることから、新たにこれらについて個別に基準を設けることとし、液体燃料を使用するふろがま及び液体燃料を使用する温風暖房機の構造及びこれらを設置する場合における火災予防上安全な離隔距離を定めることとした。
- (3) 液体燃料を使用するストーブ、ボイラー、給湯湯沸設備及び液体燃料を使用する移動式ストーブの構造並びにこれらを設置する場合における火災予防上安全な離隔距離及び取扱いについて基準を定めることとした。
- (4) 火を使用する設備及び器具の位置、構造、管理及び取扱いについて、火災予防上支障がないと認められる場合の特例について定めることとした。

3. 火の使用に関する制限等に関する事項


たき火及び溶接、溶断作業等の工事をする場合は、引火性、爆発性の物品の付近においてはできないこととして規制していたが、住吉ゴムKKの火災で溶接の

株式会社
初田製作所

消火器・消火装置の総合メーカー

本社工場／大阪府枚方市招提田近三丁目五番地
〒252 電話(0)51-561-281(代)

大阪支社／電話(0)6-473-4875、4874
堺出張所／電話(0)72-211-3444





**防災設備機器で
未来をひらく
技術のハツタ**

80年代ハツタの提言●ハツタは安全をさらに追求いたします●ハツタはフロンティア精神をモットーにいたします●ハツタは心のふれあいを大切にいたします

火がポリウレタンの上に落下した結果によるものであったことから、今回可燃性の物品の近くにおいても行なってはならないこととし、工事中の対象物全てに、その規制範囲を拡大したほか、不特定多数の人が集まる対象物において新築、増築の工事などを行なう場合、防災計画の策定を必要とする対象物の範囲を広げることとし、なお一層安全の確保をはかることとした。

4. 指定数量未満の危険物の貯蔵、取扱いに関する事項 (政省令改正)

消防関係法令の改正により、条例の規定が整備された。

- (1) 危険物が漏れたときに、その流出を防止するため、タンクの周囲に有効な流出防止措置を講ずべき対象を現行の『第 4 類の危険物』から『液体の危険物』に拡大して規制を行うこととした。
- (2) 危険物を取扱う配管の基準について、その材質を現行の『金属管、陶管等耐熱性を有する管』から『金属製の管』とし、その設置方法及び腐食防止措置、並びに屋外タンク底板の腐食防止措置等の基準について定めることとした。

(注) 準危険物のタンクについても、条例第35条の準用規定で、配管、タンク底板の強化措置は準用される。

5. 消防用設備等の付加基準に関すること (政省令改正)

スプリンクラー設備や水噴霧消火設備等の設置の基準について、消防法施行令及び規則が改正されたことに伴い、条例の付加基準が整備された。

ア. 消防用設備等に対する非常電源の付置義務については、条例で規定していたものについても政令で規定されたので、その規定を削除した。

イ. スプリンクラー設備は、全体に設置すべきものとされていることから、その設備の設置の要否についての

判断基準を明確にし、原則として階単位として規制を強化した。

ウ. 自動車車庫や駐車場に設ける水噴霧消火設備等の設置義務を、全ての防火対象物に付随する自動車車庫や駐車場に拡大し、規制を強化した。

6. 避難及び防火の管理等に関する事項 (本市独自)

大都市の特殊性から火災予防上の規制が強化された。

- (1) 体育館、講堂等の防火対象物を一時的に劇場、展示場の用途に供する場合に、客席、通路について防火上の規制を定めていたが、新たに物品販売の用途に供する場合にも適用することとし、さらに喫煙、裸火の使用又は危険物品の持込みを制限することとし、火災危険の排除と人命の安全確保をはかることにした。
- (2) 消防活動を容易に行うため、非常用エレベーターの乗降ロビーについての適切な維持管理規制を加え、災害時の消防活動の障害を排除して、内部活動空間の確保をはかることとした。
- (3) 消防用設備等の点検を業として営む者の届出を義務化した。
- (4) 罰則に関する事項として

ア. 少量危険物又は準危険物の貯蔵又は取扱いの基準に違反した者については

現行の『20,000円以下』を『40,000円以下』に

イ. 特殊可燃物の貯蔵又は取扱いの基準に違反した者については

現行の『15,000円以下』を『30,000円以下』に

ウ. 水素ガスを充てんする気球の設置及び煙火の打ち上げ等の届出を怠った者については

現行の『10,000円以下』を『20,000円以下』に

それぞれ改めることとした。



**消防機器の
トップ・メーカー**

消防自動車から消火器まで

モリタ 森田ポンプ株式会社

本社 大阪市生野区小路東5-5-20
☎ 06 (751) 1 3 5 1 (大代表)

危険物施設の

位置、構造、設備の技術基準

(その4)

大阪市消防局予防部危険物課

4. 製造所の基準

(1) 製造所の概念

製造所とは、危険物あるいは非危険物を原料として危険物を製造するため、1日に指定数量以上の危険物を取り扱う建築物その他の工作物及び場所並びにこれらに附属する設備の一体をいう。

製造所には、石油精製や石油化学工業及び塗料、接着剤、油脂の製造工場などが該当するが、これらの施設においては、各種の化学反応、混合、溶解、分離等の物理的操作及びこれらに伴う加熱、加圧等複雑かつ危険な取り扱い作業が行なわれており、法令に定める技術基準のみではなく、その他多くの安全に対する配慮が必要である。

法令に定める技術基準は、災害の拡大防止と災害発生の未然防止の二面からなっており、詳しくは次項において紹介するが、前者には、保安距離及び保有空地の確保、建築物の構造規制、流出防止措置等があり、後者には、加熱・乾燥設備の規制、可燃性蒸気排出設備の設置、電気設備の規制等があげられる。なお、製造所の最大取扱倍数により規制内容に差異が生じるた

め、取扱数量の算定は、正確にかつ齊一化する必要があるが、本市においては、既に紹介した「危険物の貯蔵又は取り扱いの最大倍数の算定基準」(昭和53年消防長訓(指)第35号)を定めている。

(2) 技術上の基準(政令第9条)

ア、第1号関係(保安距離)

(その2)(その3)に掲載のため省略

イ、第2号関係(保有空地)

保有空地とは、製造所の危険物を取り扱う建築物その他の工作物の周囲に、その最大取扱数量に応じて確保しなければならない空地をいい、危険物を取り扱う施設自体、又はその周囲の建築物等が火災になった場合に、相互に延焼を防止するとともに、初期消火を含む消防活動を容易に行うための空地であり、保安距離とともに製造所の位置を決定する重要な要素となる。

また、この空地は、常に空地の状態を確保しなければならない空地であり、自己の所有権、地上権あるいは借地権を有することが必要である。

通常、製造所の建築物の外部には製造所の機能を果たすための諸設備が設けられる場合があるが、危険物を取り扱う屋外の附属設備にあっては、製造所と一体のものであることからこれらの諸設備から規定の空地を確保する必要があり、危険物を取り扱う設備とならないものは、危険排除の目的からも製造所の空地外に設け、延焼の媒介となったり、また消防活動上阻害とならないように努めなければならない。

なお、製造所の附属設備のうち危険物を移送するための配管その他これに準ずる工作物については、空地の確保は免除されている。危険物配管のほかに



消防用設備

SAFETY AND FIRE ENGINEERING 

株式会社 **マルナカ**

本社 〒530 大阪市北区中崎西4-2-27
TEL (06)371-7775(代)・372-3277(代)
東京支店 〒112 東京都文京区千石4丁目24番4号
TEL (03)944-0161(代)
神戸支店 〒653 神戸市長田区東尻池町3の4の19
TEL (078)681-5771

防災・設備・設計
施工・保守・点検
屋内外消火栓設備
スプリンクラー設備
ドレンチャー設備
泡消火設備
ガス消火設備
粉末消火設備

消火器具一式
避難設備
自動火災報知設備
非常放送設備
漏電警報器
防災設備全般
安全衛生保護具機器
公害防止機器

は、消火設備用配管、工業用水配管、電線ある固体の危険物等移送するためのコンベアー等が該当するが、これらは事実上空地を確保することが困難であり、又空地の機能を著しく阻害することが少いことから免除されているものである。しかし、これらの配管等を布設する場合も、消防車の通行等消火活動や作業員の避難等に支障を期たさないように考慮しなければならない。

保有空地の幅は、危険物の最大取扱数量に応じて 3メートル以上または 5メートル以上と規定されているが、同一事業所内に 2 以上の製造所が隣設している場合、又は他の危険物施設が隣設している場合の空地は、原則的には、保有空地が危険物施設の一部であることから、要求されている空地をそれぞれ保有すべきであるが、空地の意義からその空地を共用することができ、又その大なる方の空地の幅が確保されていればよいと考えられる。また、幅の測定は、建築物等の周囲に確保するものであることから、外壁の外側又は庇等がある場合はその先端から、あるいは屋外に附属設備がある場合は、囲い、防油堤等の外側から測定を行う。(図-1 参照)

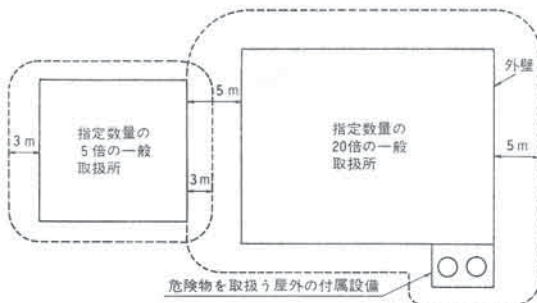


図-1 (保有空地の取り方)

本号ただし書で、「自治省令で定めるところにより、防火上有効な隔壁を設けたときは、この限りでない。」と規定されているが、ここでいう自治省令とは、規則第13条の規定をさしてお次にこの内容について説明を加えておこう。

規則第13条 令第9条第2号ただし書(令第19条において準用する場合を含む。)の規定により同号の表に掲げる幅の空地を保有しないことができる場合は、製造所又は一般取扱所の作業工程が他の作業工程と連続しているため建築物その他の工作物の周囲に空地の幅をとることにより当該製造所又は一般取

扱所の当該作業に著しく支障を生ずるおそれがある場合で、かつ、当該製造所又は一般取扱所と連続する他の作業工程の存する場所との間に小屋裏に達する防火上有効な隔壁を設けた場合とする。

この規定のうち、「当該作業に著しく支障をきたす場合」とは、空地の幅を保有することによって、距離あるいは時間の関係により、製品品質の劣化、流通不能の状態になる等、具体的に支障となる理由が認められる場合に限られ、単に便利又は土地の有

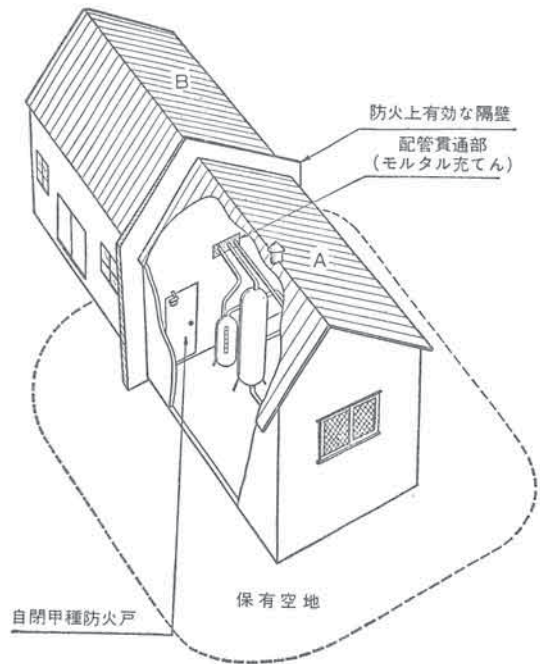


図-2 (防火上有効な隔壁)

効利用の場合には適用されない。また、「小屋裏に達する防火上有効な隔壁」については、図-2、図-3に示すような方法が考えられるが、原則として耐火構造の隔壁であり、隔壁に設ける出入口の大きさ及び数は必要最少限度とし、自閉式甲種防火戸とする必要がある。

ウ、第3号関係(標識及び掲示板)

標識については、規則第17条に規定されており、事業所内の施設に対し危険物を貯蔵し又は取り扱う施設を区分し、その所在を周知させることにより注意を喚起させるために設けるものである。また掲示板については、規則第18条に規定されており、当該施設の防火に関して必要な事項を掲示することによりその徹底を図るとともに、消防活動上の参考とな

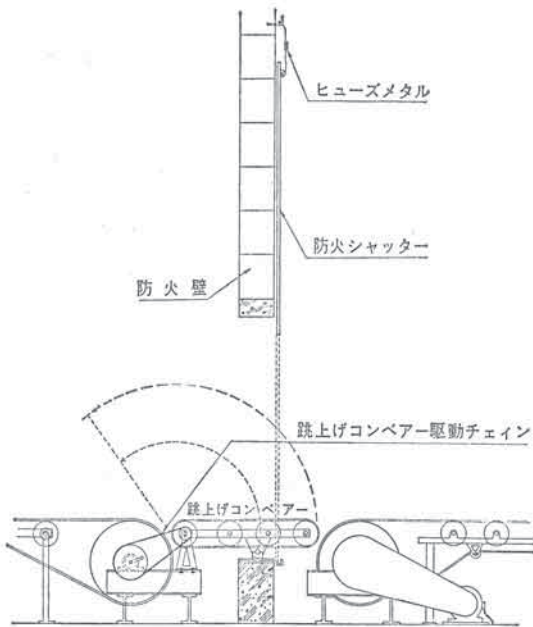


図-3 (隔壁をコンベアーが貫通する場合)

るものである。

したがって、標識及び掲示板は、施設へ出入する人々の目につき易い場所に、正確に記入し掲示しなければならない。また、これらのものは屋外に設けられるものが多く、耐候性、耐久性のある材料を使い、その文字は雨水等により汚損したり消えることがないようにする必要がある。

エ、第4号関係 (地階設置の禁止)

この規定には、危険物を取り扱う建築物に地階を有することを禁止したものであり、もし地階が存在すれば、可燃性蒸気の流入あるいは滞留のおそれがあり、また火災発生時の消火活動及び避難が著しく

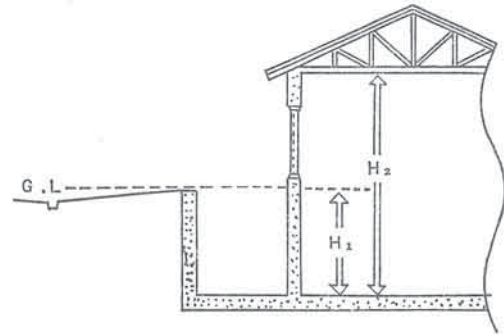


図-4 (地階)

困難となることが予想されるためこれを禁止している。

なお、地階とは、図-4に示すように、建基法施行令第1条第2号に「床が地盤面下にある階で、床面から地盤面までの高さがその階の天井の高さの3分の1以上のものをいう。」と規定されている。

オ、第5号関係 (建築物の構造)

危険物を取り扱う建築物は、その性質上、火災発生危険性が大きく、また他の施設の火災等の影響を防ぐとともに延焼拡大を防止する目的から、建築物の壁、柱、床、はり及び階段を不燃材料で造るよう規定し、特に、隣接建築物からの延焼を防ぐために、外壁のうち延焼のおそれのある外壁については、耐火構造とすることとされている。

なお、本号での用語の定義は次のとおりである。

(ア) 不燃材料

規則第10条に規定されており、建基法第2条第9号に定められた不燃材料の種類から、ガラス及び瓦を除外したものをいう。

(イ) 延焼のおそれのある外壁

建基法第2条第6号に規定されている延焼の

あらゆる消防設備・設計・施工

非常扉の自動開錠装置	} YMオートアンロック
防火扉・危険物貯蔵所等の自動閉鎖装置	
泡・ガス・エアホーム消火装置	

YM式オートアンロック西日本総括	} 代理店
齊田式救助袋 近畿地区	
日本ドライケミカル (株)	
ヤマト消火器 (株)	

株式会社
三和商会
TEL 06 (443) 2456

おそれのある部分に相当する外壁をいうが、同号の「延べ面積の合計が 500 平方メートル以内の建築物は、一の建築物とみなす。」という規定は採用しない。

※建基法第 2 条第 6 号を参照

同号規定を図示すると、図-5 に示すとおりである。

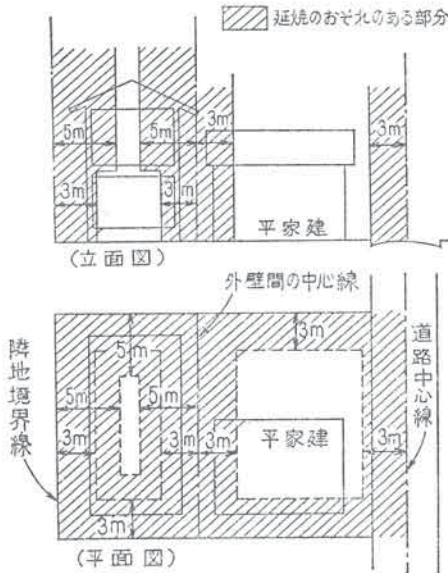


図-5 (延焼のおそれのある部分)

(ウ) 耐火構造

建基法第 2 条第 7 号に規定されている耐火構造をいう。

※建基法第 2 条第 7 号、建基法施行令第 107 条を参照

前記規定中の建設大臣の指定は、「一般的に

指定された耐火構造」(昭和39年建設省告示第1675号)による一般的構造指定と、「耐火構造の個別指定の方法」(昭和44年建設省告示第2999号)によるものがある。

本号ただし書の第 6 類危険物を取り扱う建築物にあっては、他の類の危険物を取り扱う建築物と同様に不燃材料で造ることが必要であるが、腐食するおそれのある部分については、アスファルト等の防食材料により被覆することが認められている。この規定は、不燃材料以外の木造等の建築物をアスファルト等で被覆した場合を認めている規定ではないことに注意しなければならない。

カ、第 6 号関係 (屋根の構造)

危険物を取り扱う建築物の屋根は、事故が発生した場合、取り扱っている危険物が爆発的に燃焼することが予想されるため、その際に爆発による圧力が上方に抜けることにより周囲に与える影響を最小限にいとめることを目的としている。なお、粉状の硫黄、金属粉を除く第 2 類の危険物、生石灰及び第 6 類の危険物などの爆発する危険がないものを取り扱う建築物は、軽量なものとする必要がなく、耐火構造とすることができるように規定されている。

「屋根を不燃材料で造る」ということから、屋根を構成するすべてを不燃材料とする必要があり、もや、たる木等にも不燃材料を用いなければならない。また、「軽量な」とは、建築物を構成する壁等の材料に比較して軽量でかつ強度の小さいものを選択すればよい。

なお、2 以上の階にわたる建築物である場合は、最上階を除く階についても、周囲の状況等を考慮して安全な方向に内部の圧力を放出させる等の措置が必要となってくる。(次号へ続く)

空調設備機器製造・販売

オイルタンク用液面計
遠隔式警報ユニット液面計
各種液体タンク用液面計
フロートスイッチ・微圧スイッチ
タンク部品一式

独自の技術により、正確・安全
ローコストを追求する

GIKEN

TEL 06(253)0414(代表)

株式会社技研

〒542 大阪市南区北炭屋町27番地 野々垣ビル ☎ 253-0414-5

危険物取扱者養成講習ご案内

昭和55年度第1回危険物取扱者試験実施に際し、受験者の予備知識向上のため、次のとおり受験準備講習会を開催いたします。

1. 日時・会場

種別	講習日	時間	会場
乙種第4類	1期 6月2日(月)、9日(月)	9時30分～4時	大阪府商工会館 (地下鉄本町駅ヨリ13分)
	2期 6月4日(水)、11日(水)	9時30分～4時	大阪府商工会館
	3期 6月5日(木)、16日(月)	9時30分～4時	大阪府商工会館
	4期 6月3日(火)、11日(水)	9時30分～4時	堺市民会館 (高野線堺東駅ヨリ約8分)
	5期 6月6日(金)、18日(水)	9時30分～4時	堺市民会館
	6期 6月3日(火)、17日(火)	9時30分～4時	※茨木市商工会館 (茨木駅ヨリ約13分)
	7期(夜) 6月3日(火)、9日(月)、10日(火)	午後 5時30分～9時	毎日文化ホール (地下鉄西梅田駅ヨリ約2分)
丙種	6月2日(月)	10時～4時	大阪科学技術センター (地下鉄本町駅ヨリ北へ3分)

2. 申込方法

所定の申込書に会費を添え、次の申込期間申込所で申込み、テキスト、受講票、受験願書用紙を受領のこと。会場及び郵送での申込みは一切受け付けません。

各講習会場は定員制につき、各申込所にそれぞれ期別定員の割当てをしますから、申込期間中各申込所においても定員に達し次第満員締切りさせていただきます。 ※印会場では写真撮影はしません。

3. 受付期間と場所

受付場所	日	時
岸和田市消防本部内	岸和田市火災予防協会	5月26日(月) 14時00分～16時00分
豊中市消防本部内	豊中防火安全協会	5月26日(月) 9時30分～11時30分
茨木市消防本部内	茨木市災害予防協会	5月26日(月) 13時30分～16時00分
東大阪市西消防署内 (近鉄・小阪駅北へ6分)	東大阪市西防火協力会	5月27日(火) 9時30分～11時30分
守口市・門真市消防本部内 (地下鉄・守口駅前)	守口門真防火協会	5月27日(火) 14時00分～16時00分
堺市消防署内 (阪堺線・大小路駅前)	堺市危険物協会	5月27日(火) 13時30分～15時30分
地下鉄・四ツ橋駅北出口2号 (四ツ橋ビル8階)	大阪府危険物安全協会 事務局	5月30日(金) 10時00分～16時00分

(注) 各受付場所とも、昼食時は避けて下さい。

4. 会費 (テキスト代を含む) () 内金額はテキスト不要の場合

種別	会員	会員外
乙種	5,500円 (4,500円)	6,500円 (5,500円)
丙種	3,000円	4,000円

7期は各500円割増